

鈴鹿農業協同組合 一般事業主行動計画

少子高齢化が進む中、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

職員が仕事と子育ての両立をさせることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日 まで

2. 内容

目標 1 出産予定の職員に関して、労働者に対する制度の周知や情報提供の実施

対策 平成30年4月～ 全職員に対して、出産予定労働者に関する制度の周知を実施する

目標 2 子供が生まれる際の父親の休暇の取得の促進

対策 平成30年4月～ 男性職員に対する特別休暇等に関する周知を行う